

広島県告示第二百七十号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、重要港湾尾道糸崎港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和七年四月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所において縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

尾道糸崎港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 重要港湾尾道糸崎港放置等禁止区域

1 藤井川橋梁～河口地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線、基点二から基点三を水際線で結んだ線、基点三から基点四を結んだ線、基点四から基点五を水際線で結んだ線、基点五から基点六を結んだ線及び基点六から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置標示角度は真北方向による。）

基準点 福山市南松永町の国土地理院四等三角点「南松永」（北緯三四度二五分二三秒二五四九、東経一三三度一五分一〇秒〇二八六、標高二・七六メートル）

基点一 基準点から三二八度三三分二九秒の方向八二一・二七メートルの点

基点二 基点一から二六一度四一分一九秒の方向三八四・九二メートルの点

基点三 基準点から三三一度三四分一秒の方向二、二九四・二三メートルの点

基点四 基点三から八〇度四三分五八秒の方向九七・三〇メートルの点

基点五 基準点から三四一度〇二分四五秒の方向二、〇六七・九七メートルの点

基点六 基点五から八一度三分二八秒の方向七八・〇五メートルの点

2 南松永四丁目東地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線、基点四から基点五を水際線で結んだ線、基点五から基点六を結んだ線、基点六から基点七を水際線で結んだ線、基点七から基点八を結んだ線、基点八から基点九を水際線で結んだ線、基点九から基点一二までの各点を順次結んだ線、基点一二から基点一三を水際線で結んだ線、基点一三から基点一四を結んだ線、基点一四から基点一五を水際線で結んだ線、基点一五から基点一六を結んだ線及び基点一六から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置標示角度は真北方向による。）

基準点 福山市柳津町の国土地理院四等三角点「柳津南」（北緯三四度二六分二二秒四四四三、東経一三三度一六分一八秒九〇九一、標高三・三〇メートル）

基点一 基準点から一九〇度二〇分五九秒の方向一、二二七・三〇メートルの点

- 基点二 基点一から二二五度四八分一七秒の方向一、二〇九・六六メートルの点
- 基点三 基点二から二四七度五九分〇九秒の方向五四九・一七メートルの点
- 基点四 基点三から三三八度一分四六秒の方向七二三・六六メートルの点
- 基点五 基準点から二九五度三六分〇七秒の方向一、三八二・九八メートルの点
- 基点六 基点五から八〇度〇四分二秒の方向二五・〇〇メートルの点
- 基点七 基準点から二九七度〇七分五七秒の方向一、〇一三・二七メートルの点
- 基点八 基点七から一四〇度四八分二〇秒の方向四五・二七メートルの点
- 基点九 基準点から二六七度五一分〇〇秒の方向三六〇・六六メートルの点
- 基点一〇 基点九から一一三度一分二五秒の方向三八・〇八メートルの点
- 基点一一 基点一〇から一〇五度二三分五七秒の方向一七・六三メートルの点
- 基点一二 基点一一から八七度三六分三九秒の方向一五・五二メートルの点
- 基点一三 基準点から一七三度四六分二一秒の方向八九六・七七メートルの点
- 基点一四 基点一三から二一九度四九分〇二秒の方向六・四三メートルの点
- 基点一五 基準点から一七〇度二五分四四秒の方向一、二九二・三五メートルの点
- 基点一六 基点一五から一四四度〇八分三九秒の方向一三・四二メートルの点

二 重要港湾尾道糸崎港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物